

有料職業紹介事業に関する情報提供について



許可番号 13-ユ-309691

1. 紹介事業の取扱職種について

日本国内における全職種

2. 紹介手数料について

当社は紹介手数料に関し、下記の内容で厚生労働大臣に届出を行い、受理されております。実際に適用する手数料につきましては、契約書により下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきますので、個々の職業紹介における手数料については、契約書でご確認ください。

なお、求職者の方からは、一切手数料は徴収しておりません。

有料職業紹介事業の手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	無料
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び付随するサービス	【成功報酬】 ☐ 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の… 35% ☐ 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の… 35% (手数料負担者は、求人者とします)
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の… 35% (手数料負担者は、求人者とします)

3. 返戻金制度について

当社の紹介により無期雇用就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 : 80%

(2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 : 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は契約書により別の定めをする場合があります。